# 住宅火災による

# 死者1148人（H19年中）

※ 放火自殺者等を除く。【H20年版消防白書より】

# 「住宅用火災警報器」は大切な命を守ります！

**一般住宅への住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。**

- 平成18年5月31日以前からある住宅・・・平成23年5月31日までに設置。
- 建築中又はこれから新築する住宅・・・建築時に設置。
- アパートなども含め、全ての住宅が対象となりますので、大家さんなどと協議し早めに設置するよう努めましょう。

## 【住宅用火災警報器ってどんなもの？】

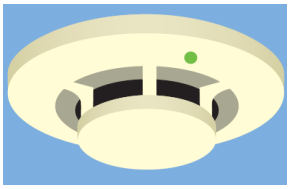

火災による煙や熱を自動的に感知し、音や音声で知らせることで火災の早期発見に役立ちます。
煙感知式と熱感知式のものがあり、煙感知式の設置が必要です。

◎ 天井や壁に取付けるタイプなどがあります。

※ 日本消防検定協会が鑑定し、国が定めた規格に適合している住宅用火災警報器には、「NSマーク」が表示されています。

NS 日本消防検定協会

**このマークを購入する際の参考としてください。**

## 【設置する場所は？】

☆ **寝室**（来客が一時的に就寝する部屋は除きます）
☆ **階段**（ご自宅の間取りなどにより異なります）

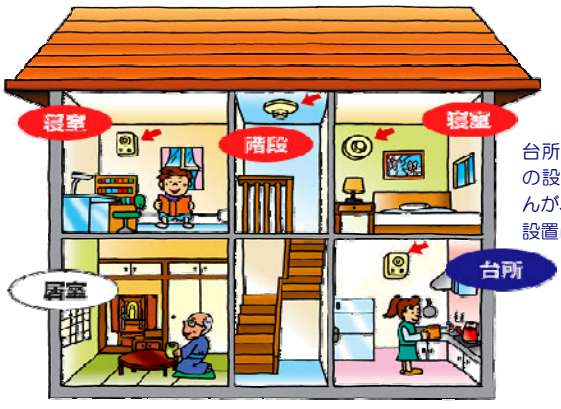


台所については条例上の設置義務はありませんが、安全・安心のため設置に努めましょう。

裏面でご自宅の設置目安を把握してみましょう！

# 【 あなたの家のどこに？ いくつ必要？ 】

**Q１** 寝室はいくつありますか？

Ⓐ ＿＿＿＿＿＿ 室

**Q２** 台所はいくつありますか？

Ⓑ ＿＿＿＿＿＿ 室 (※１)

**Q３** 階段の設置個数（設置箇所）は？ 【１階建の場合は、Ｑ１の「寝室」のみ必要となります。】

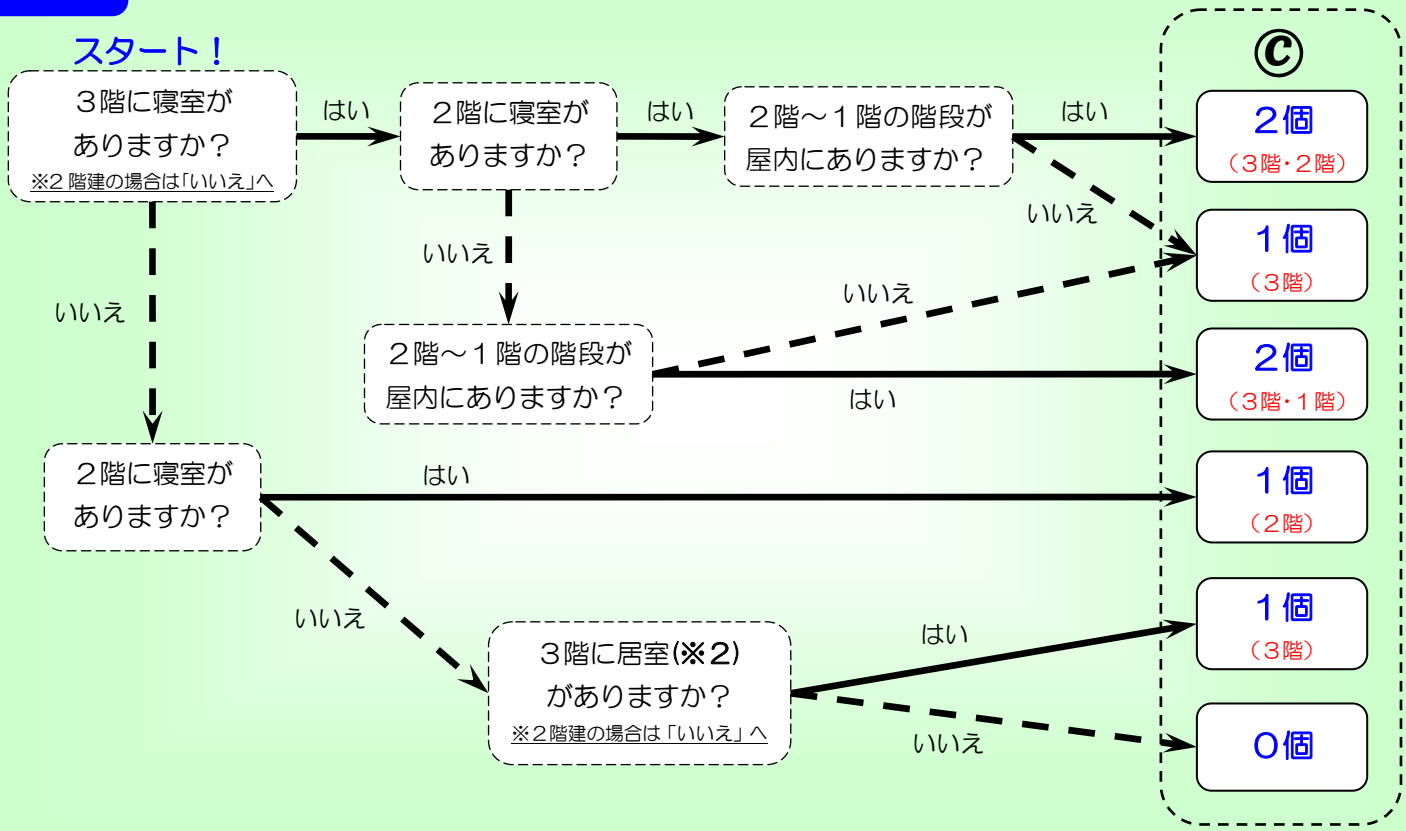


(※１) 火災発生の恐れが大きいと認められる台所などは、条例上の設置義務はありませんが、安全・安心のため設置に努めましょう。
(※２)「居室」とは「居住又は執務、作業、集会、娯楽などのために継続的に使用する部屋」です。

**あなたの家には住宅用火災警報器が…**

Ⓐ ＋ Ⓑ ＋ Ⓒ ＝ ＿＿＿ 個必要です！

《設置場所及び位置の詳細は、機器の取扱説明書にも記載されていますので、参照してください。》

## 【 不適正な訪問販売にご注意！ 】

不適正に設置や契約を急がせ不当な高額請求をしたり、公的機関などを装って販売したりする悪質な業者には十分気をつけましょう。

〈公的機関は販売を行っておりません〉

上記フローチャートに該当しないお宅もあります。設置に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

| 名　称 | 住　所 | ＴＥＬ |
|---|---|---|
| 消防本部予防課 | 十日町市北新田１番地の 10 | 757-1557 |
| 西　分　署 | 十日町市霜条 144 番地１ | 768-2075 |
| 南　分　署 | 津南町大字下船渡乙 1097 番地１ | 765-2480 |
| 松代分遣所 | 十日町市松代 3244 番地の２ | 597-2310 |
| 松之山分遣所 | 十日町市松之山湯山 135 番地の１ | 596-2330 |

《ホームページにも詳しい内容を掲載しています》
☞ http://www.tokamachi-kouiki.jp

《(財)日本消防設備安全センター　住宅用火災警報器相談室》
TEL:0120-565-911（月～金曜 9:00～12:00／13:00～17:00）

◆発行◆ (財)新潟県消防協会 十日町地区支会　　◆監修◆ 十日町地域消防本部